

（ 令和 3 年 3 月 2 9 日  
議会運営委員会決定 ）

## 「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果

No. 4 (優先度 C 1)	
検討課題	議長及び副議長の所信表明
議会基本条例の条文	(議長及び副議長の所信表明) 第10条 議長及び副議長は、就任に当たり本会議で所信表明を行うことができる。
具体的な運用方法等	<ol style="list-style-type: none"><li>1 所信表明の定義 所信表明とは、議長又は副議長として議会運営に関する基本的な考え方や方針を明確にするとともに、就任期間中、具体的にどのようなことに取り組むのか、区民に対し表明することをいう。</li><li>2 実施方法 議長及び副議長は、本会議における当選告知後の就任あいさつの際に、できる限り所信表明を併せて行うものとする。</li><li>3 立候補制の導入について 議長及び副議長の選挙に立候補制を導入するか否かについては、調査・研究に時間を要すること、また、議会基本条例の改正を含む規定整備の検討が必要となることから、本条例の見直しの際に検討する。</li></ol>
その他	